

# 予 算 要 求 資 料

令和4年度9月補正予算

支出科目 款：商工費 項：商工費 目：商業振興費

## 事業名 商工会及び商工会議所補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

商工労働部 商工・エネルギー政策課 団体支援係 電話番号：058-272-1111(内3299)

E-mail：c11351@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額 5,000 千円 (現計予算額： 2,012,306 千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
現 計 予算額	2,012,306	0	0	0	0	0	0	0	2,012,306
補 正 要求額	5,000	0	0	0	0	0	0	0	5,000
決定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 2 要 求 内 容

### (1) 要求の趣旨(現状と課題)

商工会(42団体)、商工会議所(15団体)が、地域の商工業者の経営支援を目的に行う経営改善普及事業及び地域振興事業等に要する経費、並びに県商工会連合会が行う経営改善普及事業、商工会活動強化事業等に要する経費に対して助成を行う。

本県の後継者不在率は全国的にも高い水準(全国第10位：約65%)推移しており、昨年度、岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターの診断件数は前年比約2倍、新規相談件数は約2.6倍になるなど、県内事業者の事業承継支援に係るニーズは高まっている。更には、事業主の高齢化、長期化する新型コロナウイルスや昨今の原油高・物価高騰の影響により、廃業や連鎖倒産も危惧されている。こうした状況の中、小規模事業者等の身近な相談機関である、商工会等が実施する事業承継対策に係る事業費(地域振興事業費)を拡充することで、地域経済の発展や、雇用の確保、専門技術の継承を図る。

### (2) 事業内容

商工会・商工会議所に対する補助

#### ①人件費(補助対象職員の内訳)

・事務局長 51人、経営支援員 152人、業務支援員 90人、経理支援員 13人

#### ②事業費(補助対象事業の内訳)

・経営指導事務費：事務費、旅費、講習会等開催費、役職員等研修費等  
 ・地域振興事業費：専門家派遣事業費、経営安定特別相談事業費、事業承継対策事業、その他地域の課題・ニーズに対応した独自の取組み

## 商工会連合会に対する補助

## ①人件費（補助対象職員の内訳）

- ・商工会指導員 7人、専門経営指導員 6人、経営支援員 3人  
専門経営指導員（広域分）14人、専門経営指導員（働き方改革）6人、  
補助員 5人、事務局長 1人、専務理事 1人

## ②事業費（補助対象事業の内訳）

- ・経営指導事務費：事務費、旅費、講習会等開催費、役職員等研修費等
- ・商工会活動強化事業費：広域的事業、高度専門的な事業等

**（3）県負担・補助率の考え方**

小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的として、「岐阜県商工会及び商工会議所補助金要綱交付要綱」に基づき、商工会、商工会議所、商工会連合会（以下、商工会等）に補助金を交付する。

商工会等は、商工業者の総合的な改善発達により国民経済の健全な発達を図ること等を目的に設立された団体である。当該団体は、地区の重複を認められておらず、また県内に余すことなく設置されている。

このような団体はほかに存在せず、当該団体の活動に対して財政的支援を行うことで合理的、効率的に小規模事業者等の経営支援が図られ、もって、小規模事業者等の振興と安定に寄与する。特に、長期化する新型コロナウイルス感染症や原油高・物価高騰などの影響により、事業承継は小規模事業者等にとって喫緊の課題となっており、商工会等が実施する事業承継対策の事業費の拡充（増額）が必要である。

**（4）類似事業の有無**

無

**3 事業費の積算 内訳**

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	5,000	事業承継対策事業費（地域振興事業費）：5,000 1,000×県内5圏域（岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨）
合計	5,000	

**決定額の考え方**

既定経費で対応していることから計上を見送ります。

**4 参考事項****（1）国・他県の状況**

- ・以前は、国からの補助も行われていたが、現在は、県への地方交付税等により措置されている。
- ・商工会等は全国に設置されており、他の46都道府県においても同様又は類似の補助制度がある。

**（2）後年度の財政負担**

- ・地域経済の担い手である小規模事業者等に対する経営支援は継続的に行われる必要があり、次年度以降においても財政負担が発生する。

**（3）事業主体及びその妥当性**

・上記のとおり、商工会等は、商工業者の総合的な改善発達により国民経済の健全な発達を図ること等を目的に設立された団体で、地区の重複を認められておらず、また県内に余すことなく設置されている団体である。

・このような団体はほかに存在せず、当該団体の活動に対し、財政的支援を行うことで合理的、効率的な小規模事業者等の経営支援が図られ、もって、小規模事業者の振興と安定に寄与する。

## 県 単 独 補 助 金 事 業 評 価 調 書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

<b>補助事業名</b>	岐阜県商工会及び商工会議所補助金										
<b>補助事業者 (団体)</b>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">商工会</td> <td style="text-align: right;">( 42 団体 )</td> </tr> <tr> <td>商工会議所</td> <td style="text-align: right;">( 15 団体 )</td> </tr> <tr> <td>商工会連合会</td> <td style="text-align: right;">( 1 団体 )</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">58 団体</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※以下、商工会等という。</p> <p><b>(理由)</b>          商工会等は、商工業者の総合的な改善発達により国民経済の健全な発達を図ること等を目的に設立された法定団体で、地区の重複を認められておらず、また県内に余すことなく設置されている団体である。          このような団体はほかに存在せず、下記の補助事業の概要の目的・内容を達成できるのは商工会等のみであるため。</p>	商工会	( 42 団体 )	商工会議所	( 15 団体 )	商工会連合会	( 1 団体 )	<hr/>		合計	58 団体
商工会	( 42 団体 )										
商工会議所	( 15 団体 )										
商工会連合会	( 1 団体 )										
<hr/>											
合計	58 団体										
<b>補助事業の概要</b>	<p><b>(目的)</b>          岐阜県商工会及び商工会議所補助金は、商工業者の総合的な改善発達により国民経済の健全な発達を図ること等を目的に設立された商工会等の活動を支援することにより、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的としている。</p> <p><b>(内容)</b>          商工会等が小規模事業者の経営の支援に関する法律（通称：小規模事業者支援法）に基づき実施する「経営改善普及事業」、商工会等が地域の経済の活性化を目的に実施する「地域振興事業」等に要する経費（人件費及び事業費）を補助する。</p>										
<b>補助率・補助単価等</b>	<p><b>定額・定率・その他（例：人件費相当額）</b></p> <p><b>(内容)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人件費              国の交付税単価等を基に、それぞれの補職に応じた補助単価を算定。</li> <li>○事業費              （経営改善普及事業費）              商工会等の経営支援員の補助定数及び地域の小規模事業者数に応じて、補助単価を算定。              （地域振興事業費等）              商工会等が地域事業者の経営の改善発達を支援し経済の活性化を図ることを目的として実施する事業等について、県にて審査、採択を行い補助。</li> </ul> <p><b>(理由)</b>          商工会等が実施する事業は公益性があり、県の補助により安定的かつ継続的に小規模事業者等の支援を図るため。</p>										
<b>補助効果</b>	補助により、商工会等の小規模事業者支援が充実し、小規模事業者の総合的な改善発達が図られることで、県民経済の健全な発達に寄与する。										

終期の設定	終期 令和5年度 (理由) 地域経済の担い手である小規模事業者等に対する経営支援は継続的に行われる必要があるため。
-------	---

## (事業目標)

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>本補助金は、小規模事業者等の振興と安定を図ることを目的としており、目標の指標設定と実績の評価が困難である。</p> <p>そのため、補助金交付団体が小規模事業者等に対して実施する経営改善普及事業等の基礎となる「巡回指導」、「窓口指導」を合わせた指導件数について団体ごとの目標件数を定め、その進捗について定量的な評価を行う。</p> <p>また、小規模事業者の持続的な発展を支援するための伴走型支援の実績を評価するために、事業計画作成件数について、目標件数を定める。</p> <p>目標件数は、年度ごとに定めることとし、年度ごとに目標件数を達成することを期待する。</p>
---

## (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R5)	
					目標	達成率
①指導件数 (巡回・窓口)	-	126,113	110,000	110,000	110,000	115%
②事業計画作成件数	-	5,444	2,000	2,000	2,000	272%

※「指導件数」「事業計画作成件数」の目標件数は、いずれも商工会等(58団体)の合計値。

補助金交付実績 (単位：千円)	H30年度	R元年度	R2年度
	1,958,235	1,991,840	1,965,252

## (これまでの取組内容と成果)

令和2年度	<p>商工業者の総合的な改善発達により国民経済の健全な発達を図ることを目的に設立された商工会等の活動に対する財政的支援を行い、巡回指導・講習会開催・専門家派遣による事業者の課題が解決されることにより、小規模事業者等の振興と安定の実現に寄与した。</p> <p>指標① 目標：110,000 実績：126,113 達成率：115% 指標② 目標：2,000 実績：5,444 達成率：272%</p>
令和3年度	<p>令和5年度当初予算にて追加</p> <p>指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %</p>
令和4年度	<p>令和6年度当初予算にて追加</p> <p>指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %</p>

### (事業の評価)

<b>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)</b> 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	小規模事業者は様々な経営課題に対し、単独で解決することが困難であり、商工会等による継続的な支援が必須である。そして、商工会等は、商工業者の総合的な改善発達により国民経済の健全な発達を図ること等を目的に設立された法定団体であるので、県として団体の行う事業を補助する必要性は非常に高い。
<b>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)</b> 3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)	
(評価) 3	商工会等は、小規模事業者等の持続的な発展を図るために、事業者に寄り添った積極的な支援を行っている。 長期化する新型コロナウイルス感染症や原油高・物価高騰が事業者へ多大な影響を及ぼしているが、国や県等の各種支援策の活用サポートをはじめ、きめ細かな伴走型支援を適時行っている。
<b>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)</b> 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	商工会等は、小規模事業者の改善発達に関して専門的知識を有する団体であり、効率的な事業実施が図られている。 また、当事業による各種研修等の開催により各職員のスキルアップが図られている。

### (今後の課題)

<b>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</b> 小規模事業者の高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響により、後継者不足による経営の低迷や廃業事案が増加し、小規模事業者数が減少している。 引き続き、地域経済の活性化、雇用の確保、伝統産業の継続等を行うことにより、事業者の廃業を抑え、商工会等の事業者に寄り添った支援を行うことが必要である。
---

### (次年度の方向性)

<b>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</b> 商工会等は、商工業者の総合的な改善発達により国民経済の健全な発達を図ることを目的に設立された団体である。当該団体は、地区の重複を認められておらず、また県内に余すことなく設置されている。このような団体はほかに存在せず、引き続き当該団体に補助を行い、合理的、効率的に小規模事業者等の振興と安定を図っていく必要がある。 平成26年に国において小規模事業者支援法により、商工会・商工会議所による支援強化が定められた。また、平成28年4月には、県においても小規模事業者振興条例が定められており、県としても商工会・商工会議所の小規模事業支援を引き続き行っていく必要がある。
--